

宮親保第 307 号  
宮子支第 900 号  
宮障第 599 号  
令和 2 年 2 月 20 日

医療機関 各位

宮崎市長 戸敷 正  
(公印省略)

宮崎市子ども医療費助成制度等改正に伴うお知らせ

時下 貴医療機関におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また平素より、本市の医療費助成制度にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和 2 年 4 月 1 日から、「乳幼児医療費助成」の対象者を小中学生に拡大し名称を「子ども医療費助成」に変更します。併せて「ひとり親家庭等医療費助成」と「重度心身障がい者医療費助成」に該当する小中学生については、外来の給付方法を従来の償還払いから現物給付へ変更し、医療機関窓口での自己負担額を無料とします。

制度改正に伴い、医療機関窓口での事務や支払審査機関へ提出するレセプト作成に変更が生じますので、レセプト請求事務等につきまして別紙のとおりお知らせします。

各医療機関におかれましては、システムや受付事務の変更等のご対応にご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、何かご不明な点等ございましたら、下記の各制度担当までお問い合わせくださいますようよろしくお願いいたします。

文書取扱い（問い合わせ先）

宮崎市親子保健課（子ども医療）

電話番号（0985）73-8200

宮崎市子育て支援課（ひとり親家庭等医療）

電話番号（0985）21-1765

宮崎市障がい福祉課（重度心身障がい者医療）

電話番号（0985）21-1772

## 宮崎市子ども医療費助成制度等改正について

### 制度開始時に新たに対象となる人

平成17年4月2日生まれ～平成26年4月1日生まれ（令和2年4月時点で、新小学1年生～新中学3年生）で、宮崎市に住所があり、健康保険に加入している人

（生活保護、ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障がい者医療費助成を受けている小中学生については、それぞれの制度で実施します。）

※小児慢性、自立支援医療（更生、育成、精神通院）等の国の公費負担医療制度の対象者については、国の公費負担医療制度を優先したうえで、子ども医療費助成等との併用となります。

### 助成内容

#### 【従来】

乳幼児医療	区分	未就学児	小中学生
	入院	無料	助成制度なし
	通院		
	薬局		

ひとり親医療	区分	未就学児	小中学生
	入院	乳幼児医療優先(無料)	窓口負担あり(後日助成)
	通院		
	薬局		

重度心身医療	区分	未就学児	小中学生
	入院	乳幼児医療優先(無料)	窓口負担あり(後日助成)
	通院		
	薬局		

#### 【改正後】令和2年4月～

子ども医療	区分	未就学児	小中学生
	入院	無料	無料
	通院		1医療機関あたり月額200円
	薬局		無料

ひとり親医療	区分	未就学児	小中学生
	入院	子ども医療優先(無料)	無料
	通院		
	薬局		

重度心身医療	区分	未就学児	小中学生
	入院	子ども医療優先(無料)	無料
	通院		
	薬局		

★助成対象は、保険診療分であり、保険診療外（診断書の文書料、入院時の差額ベッド代、健診の費用、予防接種費用など）と、入院時の食事療養費等は助成対象外です。

### 交付申請の必要です

令和2年4月に新小学2年～新中学3年となる人で子ども医療の対象となる人は、「子ども医療費受給資格証交付申請書」の提出が必要です。

対象の人にはご案内文書をお送りし、交付申請書受付を行っています。

### 交付申請が不要な人

- ・現在乳幼児医療費受給資格証をお持ちの令和2年4月時点で新小学1年生の人
- ・「ひとり親家庭等医療費助成」「重度心身障がい者医療費助成」の対象となる人

**窓口にて**

●資格の確認

→月初めの受診時に、保険証と一緒に利用制度を確認してください。

受給者証名称	公費負担番号	色
子ども医療費受給資格証（乳幼児）	81450017	ピンク色
子ども医療費受給資格証（小中学生）	81450017	水色
ひとり親家庭等医療費受給資格者証	88450010	緑色
重度心身障がい者医療費受給資格者証	95450011	黄色

※生活保護の場合は、上記制度の対象外となります。

●医療機関窓口負担額の確認

→受給者証の、【自己負担額】欄の「自己負担額なし」「1医療機関200円」などを確認してください。

●子ども医療について、初回受診の一部負担金が200円に満たない場合（140円など）

→その金額（140円）のみを患者さんへ請求する。同月内の2回目以降の受診時に差額（60円）を徴収する必要はありません。

**制度優先順位について**

制度の順位が変わります。令和2年4月受診分から下記の順位となります。

（併用できる国の公費負担医療制度などは、ここでは省略しています。）※1

1. 学校保健安全法医療券（保健給食課）
2. 重度心身障がい者医療（障がい福祉課）
3. ひとり親家庭等医療（子育て支援課）
4. 子ども医療（親子保健課）
5. 日本スポーツ振興センター災害共済給付金（保健給食課）※2

・2～4の併用はありません。  
・未就学児童は子ども医療が優先されます

（※1）小児慢性特定疾病や自立支援医療（更生、育成、精神通院）などの国の公費負担医療費助成制度は、国の制度が優先されます。該当の医療費につきましては、公費併用での請求事務をお願いいたします。

（※2）災害共済給付金の場合、3～5の受給者証と一緒に利用することができます。公費を利用した場合は、「医療等の状況」という書類の右下の公費利用状況の記載欄に、記入のご協力をお願いします。また、領収書の発行がない場合は、診療報酬点数や調剤報酬点数の確認をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いします。＜災害共済給付金に関する問い合わせ先：宮崎市保健給食課（TEL）85-1837＞

**レセプト作成等について**

●同月内に利用制度が変更になった場合（例：子ども医療→ひとり親医療）

→月初めに確認した受給者証にて公費分の請求を行ってください。

●同月内に保険者が変更になった場合

→子ども医療は1医療機関あたり月額200円の自己負担額のため、月の途中に保険が変更になった場合でも、レセプト単位で自己負担額を徴収する必要はありません。レセプト作成時は、保険変更後のレセプト摘要欄等にその旨を記載する。（記載例：「保険者変更のため前保険者で200円徴収済」）

●月遅れ請求、過誤調整などの場合

→受診月に制度の対象であったか、どの制度の対象であったか、請求方法は合っているか、負担金は合っているかを確認する。